

八幡浜市いじめ防止基本方針



八 幡 浜 市

平成30年4月

目 次

はじめに	1
第1 いじめ防止対策の基本的な方向に関して	2
1 いじめの定義	2
2 いじめの理解	3
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方	4
(1) いじめの未然防止	4
(2) いじめの早期発見	5
(3) いじめへの対処	5
(4) 家庭、地域との連携について	5
(5) 関係機関との連携について	6
4 いじめ解消の目安	6
(1) いじめ解消の目安	6
(2) いじめ解消の判断と留意点	6
第2 いじめ防止対策の内容に関して	7
1 いじめの防止等のために市が実施する施策	7
(1) 市が設置する組織	7
(2) 八幡浜市いじめ対策委員会の提言	8
(3) 市が実施する施策	9
2 いじめの防止等のために学校が実施する取組	10
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	11
(2) 学校が行う具体的な取組	11
(3) いじめ防止等の対策のための組織の設置	13
(4) いじめ防止等に関する措置	13
3 重大事態への対応	15
(1) 重大事態の定義	15
(2) 教育委員会又は学校による調査	16
(3) 市長による再調査及び措置	18
第3 今後の見直しに関して	18
〈 資料 〉	
○ いじめ防止対策（重大事態発生時）フロー図	19
○ 八幡浜市いじめ対策委員会設置要綱	20
○ 八幡浜市いじめ問題等緊急支援委員会設置要綱	22
○ 八幡浜市いじめ問題再調査委員会条例	24

はじめに

子どもは、一人一人かけがえのない存在であり、次代を担う社会の宝です。子どもが心豊かに育まれ、個性や創造性に富み、夢を持って成長することは、社会全体の願いであります。

しかしながら、昨今、いじめを原因とする痛ましい事件が発生し、深刻な社会問題となっています。いじめは、命の尊厳を脅かし、人権を冒とくする、私たちが立ち向かわなければならない重大な問題です。学校にあっては、子どもの教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響を与えるものです。いかなる理由があろうとも、決して許される行為ではありません。

子どもをいじめから守るためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑劣な行為である」「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」という意識を市民一人一人が持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

八幡浜市では、平成8年の不幸な事故を決して忘れることなく、二度と繰り返してはならないという強い決意の下、学校、ブロック（中学校区）、市の三つのいじめ対策委員会が、相互に連携を図りながら情報交換を行い、協働して課題の解決を図る「三層情報環流方式」により、八幡浜の子どもたちを、いじめの加害者にも被害者にもさせないことを目指して、市民総がかりで、いじめの根絶に取り組んでまいりました。特に、「あいさつ運動の展開」「スマートフォンやゲーム機等の安心・安全な利用のための提言」「心のふれあいを深める特色ある地域活動」等に力を入れて、児童生徒の健全育成に取り組んでおり、今後も、「八幡浜市いじめ対策委員会の提言18項目」（P9参照）の実践により、いじめの未然防止、早期発見・解決に向け全力で取り組んでいきます。

八幡浜市は、いじめ防止対策推進法の施行を受け、国が策定した「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及び対処のための対策をより総合的かつ効果的に推進するとともに、市、学校、家庭、地域住民、その他の関係者の連携を基盤として、社会総がかりでいじめに対峙することを宣言し、ここに「八幡浜市いじめ防止基本方針」を策定します。

平成30年4月

八幡浜市長 大城 一郎

第1 いじめ防止対策の基本的な方向に関して

1 いじめの定義

八幡浜市における「いじめ」の定義は、いじめ防止対策推進法（以下「推進法」という。）第2条の規定をそのまま適用します。

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係（※1）にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響（※2）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って（※3）考えなければなりません。いじめは、どんな場合でも「いじめを行う側」に原因があることを徹底して理解しておく必要があります。

なお、このとき、いじめの態様は様々であり、「心身の苦痛を感じているもの」という要件が限定して解釈されることのないよう注意することも必要です。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合や双方がいじめられていると主張する場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察したり、当該事案が発生するに至った背景や経過を正確に把握したりすることが重要になります。いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（推進法第22条）を活用して行うなど、組織的かつ客観的に慎重に行います。

近年急増しているインターネット上のいじめについては、SNS等で疎外された児童生徒が、その事実を知らずにいるなど、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対して適切な指導を行う必要があります。

一方、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合でも、その全てが厳しい指導を必要とする場合であるとは限りません。例えば、好意から行った行為が、相手の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、その行為を行った児童生徒に悪意がなかったことや行為の持つ意味を十分考えて対応する必要があります。

また、軽い言葉で相手を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校

は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、これらの場合であっても、推進法が定義するいじめに該当するため、事案を推進法第 22 条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となります。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話・スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきものや児童生徒の生命や心身又は財産に重大な被害が生じるものがあります。これらについては、まず被害者の安全を確保するとともに教育的な配慮や被害者の意向を十分に考慮したうえで、警察や関係機関と連携した対応を取ることが必要です。

〈注釈〉

- ※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動あるいは塾やスポーツクラブ等で当該児童生徒が関わっている仲間や集団等における何らかの人的関係を指す。
- ※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ※3 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする子どもの気持ちを重視するということである。外見的には、けんかのように見えることでも、いじめられた子どもの感じる被害性に着目した見極めが必要である。

2 いじめの理解

いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせや悪口等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら、被害も加害も経験します(※4)。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は心身に重大な危険が生じることがあります。

さらに、いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)や「観衆」とし

てはやし立てたり面白がったりする存在及び「傍観者」として周辺で暗黙の了解を与えている存在がいじめの問題を難しくしています。こうしたいじめの構造をしっかりと認識するとともに、集団全体にいじめを許さない雰囲気形成されるようにすることが、いじめの未然防止には特に必要です。

〈注釈〉

※4 国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果では、「暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）」について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度で、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、どの学校でも、どの子どもにも起こりうるものです。このことを十分認識したうえで、全ての子どもが学校の内外を問わず、安心して学習やその他の活動に取り組む、生活できるよう、いじめの防止に社会全体で取り組む必要があります。全ての子どもをいじめに向かわせることなく、心の通い合う社会性のある大人への成長を促し、いじめを生まない環境をつくるために、関係者が一体となった組織的かつ継続的な取組が必要です。

そこで、いじめ問題の重要性を市民全体が認識し、総ぐるみでいじめ根絶を目指すために、それぞれの責務を次に示し、共通理解を図り、八幡浜市全体でいじめの防止に取り組んでいきます。

【いじめの根絶を目指して】

- 市として・・・ 学校、保護者、地域住民、関係機関等と連携し、市いじめ対策委員会が中核となっていじめの防止等の施策を策定し実施します。
- 学校として・・・ 一人一人の子どもを大切にし、いじめのない学校づくりに取り組みます。
- 子どもとして・・・ 自分や友だちを大切にし、いじめのない集団づくりに努めます。
- 保護者として・・・ 自ら範を示し、子どもを守り、導き、社会性を育てることに努めます。
- 地域住民として・・・ 「地域の子どもは地域で育てる」を基本として、地域のつながりの中で子どもを見守り育てます。
- 関係機関として・・・ 共通理解を基盤として、積極的に連携を図り、いじめの防止に努めます。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見には、子どもの小さな変化に気付くことが重要です。いじめは、周囲の人の目に付きにくい場所や時間に行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で進行することを知っておく必要があります。したがって、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って積極的に関わり、いじめを軽視したり黙認したりすることなく、的確に認知することが大切です。

いじめの早期発見のためには、とりわけ比較的いじめが起こりやすい学校において、学校生活を十分に観察したり、定期的なアンケート調査や教育相談を実施したりして早期発見に努めるとともに、電話相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者がいじめを相談しやすい体制を整え、家庭や地域と連携して児童生徒を見守ることが必要です。

(3) いじめへの対処

いじめを確認した場合、直ちにいじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの心身の安全を確保します。そして、関係者からいじめの原因や背景を丁寧に聞き取り、いじめの実態を客観的に把握します。

また、いじめたとされる子どもに対しては、事実を確認したうえで適切に指導を行います。いじめの行為に至った原因や背景を振り返らせるとともに当該行為をどう考えているか、内省を促しながら改善が図られるように指導していきます。

ここで忘れてならないのは、双方の保護者に対して、いじめの事実を正確に伝え、指導の内容や意図について理解を図ることです。全ての子どもは成長の途上にあり、大人はいかなる場合も、子どもの成長を大局的な立場から見守っていかなければなりません。

学校は、常に組織的な対応を心掛け、必要に応じて関係機関や教育委員会と連携します。教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処方法について理解を深め、組織的な対応ができるよう体制を整備しておく必要があります。

(4) 家庭、地域との連携について

子どもの健やかな成長のためには、学校、家庭、地域が連携して、社会全体で子どもを見守ることが何より大切です。PTAだけでなく社会教育団体等の関係機関と学校が、いじめ問題等について協議する機会を設けるなど連携推進の場が必要です。

八幡浜市では、中学校区ごとにブロックいじめ対策委員会を設置し、定期的に情報交換を行い、健全育成について協議します。また、学校、

ブロック、市が相互に連携し合い、「三層情報環流方式（※5）」によって、いじめの未然防止を中心とした子どもの健全育成を推進します。

〈注釈〉

※5 「三層情報環流方式」とは、学校、ブロック（中学校区）、市の三つのいじめ対策委員会が、相互に連携しながら情報交換を積み上げ、協働して課題解決に取り組む仕組み。

(5) 関係機関との連携について

学校や教育委員会が、いじめを行った児童生徒に対して教育上必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合や、いじめられた児童生徒に対して支援を行っているにもかかわらず、心身の安定や回復が図られない場合などには、関係機関との適切な連携が必要となります。学校や教育委員会は、平素から、関係機関と連絡を取り合い、情報共有体制を構築しておくことが大切です。

また、教育相談を実施するにあたり、必要に応じて医療機関等の専門機関と連携を図ったり、福祉総合支援センターや法務局など学校以外の相談窓口を保護者に適切に知らせたりするなど関係機関の活用を検討する必要があります。

4 いじめ解消の目安

(1) いじめ解消の目安

ア いじめられていた子どもがいじめの解消を自覚している。

- ・ 心身の苦痛を感じていないか。
- ・ 対象とする子ども（いじめていた子ども）からのいじめはなくなったか。
- ・ いじめの内容が変わって行われていないか。

イ いじめられた子どもの保護者が、現在いじめはないと判断できる。

- ・ 家庭での様子から、心身が落ち着いた状態にあると判断できるか。
- ・ 安心した学校生活を送ることができていると判断できるか。

ウ 周りの子どもや教員から見て、いじめはないと判断できる。

- ・ 定期的に行ういじめアンケートの累積結果や聞き取りから判断できるか。
- ・ 学級担任や教科担任を含む、関わりがある教員や子どもから、当該の子どもが安心した学校生活を送っていると判断できるか。

(2) いじめ解消の判断と留意点

ア いじめ解消の判断は、上記の「いじめ解消の目安」に照らし合わせて、「校内いじめ対策委員会」等を活用して行うとともに、第三者の

意見を聞くなどして組織的かつ客観的に行います。

イ いじめが解消したと判断した後も、引き続き十分な経過観察と面談を適宜行います。

ウ 小学校から中学校、中学校から高等学校へと本人・保護者の意向に沿いながら、進学先へも情報の伝達を行います。

第2 いじめ防止対策の内容に関して

1 いじめの防止等のために市が実施する施策

八幡浜市は、いじめ防止等のため、市教育委員会と一体となって、いじめ防止等のための対策を総合的に推進するとともに必要な措置を講じます。

(1) 市が設置する組織（「組織図」 P19 参照）

ア 八幡浜市総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき、市長が設置する総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）において、適宜、八幡浜市の小・中学校等のいじめの未然防止等の取組やいじめの問題等の現状についての協議を行います。また、児童生徒等の生命又は心身に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議及び調整を行います。

イ 八幡浜市いじめ対策委員会

（「八幡浜市いじめ対策委員会設置要綱」 P20 参照）

市は、推進法第 14 条第 1 項及び第 17 条の趣旨を踏まえ、「八幡浜市いじめ対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置します。

構成員は、市議会議員、市職員、市 P T A 連合会員、人権擁護委員、保護司、民生児童委員・主任児童委員、学校・教育関係者、各ブロックいじめ対策委員、その他学識経験者で、市教育委員会が選任します。

【機能】いじめ問題や不登校への対応、児童生徒の健全育成や安全確保等の取組が機能的かつ計画的に行われるよう、「三層情報環流方式」による情報交換を積み上げ、いじめ問題等の解決を図る。

ウ 八幡浜市いじめ問題等緊急支援委員会

（「八幡浜市いじめ問題等緊急支援委員会設置要綱」 P22 参照）

教育委員会は、小・中学校等におけるいじめの重大事態が発生した場合、重大事態に適切に対処し、事態の深刻化及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに推進法第 24 条の趣旨を踏まえ、「八幡浜市いじめ問題等緊急支援委員会」（以下「支援委員会」という。）を設置します。

【機能】

- ・ 深刻ないじめ問題や重大な問題行動の解消を図る。
- ・ 保護者及び地域の不信感の解消や、関係機関との連携による問題の共有を図り、問題の早期解決を期す。

エ 八幡浜市いじめ問題サポートチーム

教育委員会は、推進法第 28 条の趣旨を踏まえ、「八幡浜市いじめ問題サポートチーム」(以下「サポートチーム」という。)を設置します。

サポートチームは、事態の早期解決を図るために、必要に応じて支援委員会の中に編成します。サポートチームの委員は、支援委員会の委員長が選任しますが、中立性を確保した専門的な知識や経験を有する第三者による「いじめ対策アドバイザー」(以下「アドバイザー」という。)を置くことができます。

【機能】

- ・ 学校からのいじめの報告を受け、推進法第 24 条に基づき自ら調査を行う必要がある場合に当該組織を活用する。
- ・ 推進法第 28 条に規定する重大事態が発生した場合、質問票の使用やその他の適切な方法による当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等を行う。
- ・ 学校からのいじめに関する通報や相談をもとに、アドバイザーから助言を受けて、当事者間の関係を調整するなどの問題解決を図る。
- ・ 調査結果を市長に報告する。

オ 八幡浜市いじめ問題再調査委員会

(「八幡浜市いじめ問題再調査委員会条例」 P 24 参照)

市長は、推進法第 30 条第 2 項の趣旨を踏まえ、「八幡浜市いじめ問題再調査委員会」(以下「再調査委員会」という。)を附属機関として設置し、調査を行います。

【機能】

- ・ 市長は、支援委員会(サポートチーム)の報告を受け、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、推進法第 28 条の規定による調査の結果について、弁護士や精神科医等の専門的知識及び経験を有する第三者による再調査を行う。

(2) 八幡浜市いじめ対策委員会の提言

対策委員会では、平成 8 年より、三層情報環流方式を取り入れて、全市民でいじめの根絶に取り組むために様々な提言を行っています。その結果、「あいさつ運動の輪の広がり」「心のふれあいを深める地域独自の

活動」「スマートフォンやゲーム機等の安全・安心な利用のための提言」など多くの成果を上げています。

これまでの実践を生かし、学校・家庭・地域社会が果たすより積極的な役割について考え、次の18項目の提言を基本とした健全育成の推進を目指して、それぞれの立場でさらに効果的な実践活動の展開を図ります。

《八幡浜市いじめ対策委員会の提言18項目》

【市民に向けて】

- ① 子どもを温かく見守り、いじめ根絶をめざしましょう
- ② あいさつの響く街をつくりましょう
- ③ 子どもの安全を確保し、児童虐待防止に努めましょう

【家庭に向けて】家庭教育の充実を図りましょう

- ④ 子どもの責任感、自立心、忍耐力を育てましょう
- ⑤ 家庭内対話とふれあいを大切にしましょう
- ⑥ 家庭の一員としての自覚を深めましょう
- ⑦ 基本的な生活習慣の徹底に努めましょう
- ⑧ 情報通信機器の安全・安心な利用に努めましょう

【学校に向けて】集団生活を通して、よりよい人間関係をつくりましょう

- ⑨ 他を思いやる心を育てましょう
- ⑩ 道徳教育の充実を図りましょう
- ⑪ 規範意識を高めましょう
- ⑫ 子どもと接する時間を多くつくりましょう
- ⑬ 安全確保に努めましょう

【地域社会に向けて】地域の子どもは地域で育てましょう

- ⑭ 心のふれあいを深める地域独自の活動を進めましょう
- ⑮ 地域のよい伝統や文化を子どもたちに継承しましょう

【行政に向けて】「三層情報環流方式」を効果的に機能させていきます

- ⑯ 学校・家庭・地域社会の活動を側面から支援します
- ⑰ 実態把握、広報活動に努めます
- ⑱ 教育支援室の活動を充実させていきます

(3) 市が実施する施策

ア 相談体制の整備

いじめの早期発見・解決のために、教育支援室は定期的に学校訪問を行うとともに、相談窓口となり、各学校の実態把握と解決のための支援に努めます。

イ 関係機関との連携

いじめ対策が、関係者の連携によって適切に行われるよう、スクールソーシャルワーカーが、学校、家庭、地域、関係機関との連携をコーディネートし、解決を目指した具体的な取組を行います。

ウ 保護者等への啓発

いじめの未然防止には、保護者の積極的な理解と協力が必要です。保護者が自信をもって子どもの社会性や規範意識を養うための指導等を行うことができるよう、研修や啓発活動を行ったり相談窓口を設置したりして家庭への支援や相談を充実します。

エ 教職員の研修の充実

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づいて適切に行われるよう、教職員の研修を充実し、教職員の資質・能力の向上及び生徒指導に係る組織的指導体制の強化に努めます。

また、教員OBや心理士等の専門的知識を有する者が、学校の求めに応じていじめ問題の対処について協議に参加したり助言を行ったりします。

オ 学校の取組に対する助言

学校は、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、校長の強力なリーダーシップのもと、いじめの未然防止や早期解決に組織体制で取り組むとともに、市教育委員会と常に情報を共有し協力して対応に努めます。

また、市教育委員会は、必要に応じてブロックや市のいじめ対策委員会と連携して、学校の実情に応じた対策を講ずるよう助言します。

カ 広報活動等による啓発の推進

いじめは、深刻な人権問題であるのとらえ、いじめを許さない環境や人づくりを目指して広報による啓発活動を積極的に行い、市民総ぐるみで根絶に取り組めます。また近年、インターネットを介して行われるいじめや人権侵害が社会問題となっており、その利用について継続して啓発を行うとともに、家庭での約束づくりを積極的に呼び掛けます。

2 いじめの防止等のために学校が実施する取組

学校は、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことを徹底しなければなりません。そのためには、基盤となる情操や道徳心を高め、自分の存在と他人の存在を等しく認め、人格を尊重し合える態度を育成するなど、心の通い合う人間関係を構築する能力を養うことが求められます。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、適切に対処できる力を育てることも重要です。全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じることができる学校生活づくりこそが、いじめの未然防止

の第一歩となります。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめ防止のための取組や早期発見・早期対応の在り方を明確にして、組織的な教育相談体制及び生徒指導体制の下、いじめの防止等に関する措置を実効的に行います。

(2) 学校が行う具体的な取組

いじめの防止等の取組については、学校基本方針に基づき、学校の教育活動全体を通じた児童生徒一人一人を大切にす教育の推進が重要です。教職員の資質・能力の向上、児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備、認知したいじめに対する迅速で的確かつ組織的な対応等については、校内いじめ対策委員会が中心となって計画的・継続的に取り組むことが大切です。

このため、教職員はもとより家庭・地域が連携を密にして、次の4つを対応の視点として、いじめ問題への対策を推進します。

- 未然防止（いじめの予防）
- 早期発見（把握しにくいいじめの発見）
- 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）
- 重大事態への対応（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある深刻ないじめへの対応）

ア 生徒指導・教育相談の充実・強化

いじめ問題を根本的に解決するためには、児童生徒が持っているよさや可能性を引き出すなど、開発的・予防的な生徒指導の推進が大切です。そのためには、児童生徒の状況等について、教職員間の情報共有を基盤とし、組織的な対応に努めることが大切です。

- 教職員の資質・能力の向上
 - ・ 積極的に校内研修（事例研究や教育相談等）を実施する。
 - ・ 人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。
- 生徒指導部会の開催
 - ・ 問題行動等の報告や対応にとどまらず、いじめ問題に対する取組等の評価、検証、改善を図る場とする。
 - ・ 各学年や各校務分掌間で情報共有を図る。
- 教育相談の充実
 - ・ 様々な機会をとらえて積極的に相談を行い、児童生徒の理解に

努めるとともに当該児童生徒の個性が十分に発揮されるよう相談体制の充実を図る。

- 児童生徒の行動観察
 - ・ 給食時間、休憩時間、掃除時間、部活動等、できるだけ児童生徒とのふれあいの機会を増やし児童生徒の行動を観察するとともに、信頼関係を築く。
- 児童生徒の理解
 - ・ 日記や生活アンケート、教育相談カードやQ-U検査等を通して、児童生徒の理解に努める。
- 家庭・地域との連携の促進
 - ・ P T A活動や校内いじめ対策委員会の活動を通して、対話と連帯を促進する活動の実践に努め、開かれた学校づくりを推進する。
- 小・中連携の強化
 - ・ ブロックいじめ対策委員会の活動を通して、情報共有や協働による児童生徒への切れ目のない支援体制の充実に継続して取り組む。

イ 学校の教育活動を通じた取組

学校の教育活動を通して、児童生徒が互いの人権を大切にする豊かな感性を育むとともに、一人一人が存在を認め合い、個性を尊重し合う中で、楽しく安心して学ぶことができる環境づくりを目指します。

- 各教科の授業において

学校は学びを深める場であり、児童生徒は授業から多くのことを学び、授業者から受ける影響は小さくありません。教員は、このことを肝に銘じ、常に真剣な姿勢で授業に臨み、人権尊重の視点に立った指導を行わなければなりません。授業において、児童生徒相互の人権意識を高め、温もりのある人間関係を築きながら教育効果を上げる実践に努めます。
- 道徳の時間において

道徳教育は、いじめの未然防止に重要な役割を担っています。教員は、心を揺さぶる道徳の授業の実践を心掛け、「公正・公平」「思いやり」「生命の尊さ」「畏敬の念」等の価値で、いじめ問題について考えさせます。指導に当たっては、単に資料の中にとどまることなく、児童生徒が、自分自身の生活や体験に目を向けることにより、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度が育つよう指導することが大切です。
- 特別活動等において

特別活動では、様々な活動を通して、他者との関わりの中で協力の大切さや成し遂げる喜びを学びます。自分とは異なる価値を認め、

よりよい集団を築くためにどんな態度を身に付け、どう行動すべきかを考える場とします。

(3) いじめ防止等の対策のための組織の設置

ア 校内いじめ対策委員会

各学校は、推進法第 22 条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「校内いじめ対策委員会」を設置し、組織的にいじめ問題に対応します。構成員は、基本的に、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、学級担任、養護教諭等とし、組織的に機能する体制を校長が学校の実情に応じて定めます。

校内いじめ対策委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたり、中核となる役割を担うもので、所属のブロックいじめ対策委員会との連携を図りながら解消に向けて取り組みます。そのため、保護者や校区内の有識者等を加えた委員会を必要に応じて開催し、積極的に情報公開に努めるとともに、保護者や地域との協力体制を確立することが大切です。

イ ブロックいじめ対策委員会

中学校区ごとに教職員・保護者・地域住民及び有識者が会し、子どもの実態について情報交換するとともに、生徒指導上の諸問題について対策を協議します。本会の実践は、学校・家庭・地域がそれぞれの機能を生かしながら児童生徒の健全育成に組織的に取り組む、本市いじめ防止対策の根幹となっています。

(4) いじめ防止等に関する措置

ア いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組みます。未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じあうコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に自主的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことです。

児童生徒に対するアンケートや聞き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要です。学校は児童生徒に対して、決していじめの傍観者とならず、いじめを止めさせるための何らかの行動をとる重要性を理解させるよう努めることが重要です。

また学校は、教育委員会や地域との連携を図りながら、児童生徒が

自主的に行ういじめ防止に資する活動を積極的に支援し、児童生徒自らが集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学校風土をつくることが大切です。

イ 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員が認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わり合いを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの積極的な認知に努めなければなりません。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化やサインを見逃さないよう定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。

各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査や個人面談の実施並びにそれらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要があります。アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめ情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、迅速に対応することを徹底しなければなりません。

特に障がいのある児童生徒については、いじめを受けてもいじめと認識できなかつたり、自分から訴えられなかつたりすることもあることから、普段から教職員間の連携を密にし、情報共有を行うとともに、家庭等への連絡ノートを活用するなど、実態把握の工夫が必要です。

ウ いじめに対する措置

推進法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、校内いじめ対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければなりません。特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことは、同項の規定に違反するものです。各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要があります。

学校において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的

に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通します。また、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むことが大切です。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安とする。）継続していることです。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとなります。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する必要があります。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることです。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を確実に実行します。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒を、日常的に注意深く観察する必要があります。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

いじめによる重大事態とは、次の場合をいいます。（推進法第28条）

ア いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（「生命心身財産重大事

態)」)

「生命心身財産重大事態」は、いじめを受ける子どもの状況に着目して判断し、次のようなケースが想定されています。

- 子どもが自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより、当該学校に在籍する児童等が、相当の期間（※6）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（「不登校重大事態」）

〈注釈〉

※6 「相当の期間」とは、文部科学省が行う「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえて、年間30日を目安とする。ただし、子どもが一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

(2) 教育委員会又は学校による調査

ア 重大事態の報告

① 学校が行う対応

学校は、子どもに重大事態が発生した場合、重大事態に適切に対応し、同じことが繰り返されないよう速やかに調査を行います。その際、教育委員会へ重大事態の発生を速やかに報告するとともに、調査の実施について助言を受け、重大事態に至る要因となったいじめについて事実関係を可能な限り明確にします。

また、いじめられた子どもの心身のケアを最優先して慎重に事実確認を行うとともに、いじめた子どもへの指導を行い、いじめ行為を止めさせます。その際、いじめた子どもに対しても状況に応じて適切にケアを行い、学校生活復帰のための支援や学習支援を行います。

学校は、いじめられた子どもとその保護者及びいじめた子どもとその保護者に対して、重大事態の事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

② 教育委員会が行う対応

教育委員会は、重大事態の報告を受けた場合、事実関係の正確な把握に努めます。その際、学校が行う調査について助言し、調査が適切に実施されるよう支援します。

また、重大事態の発生を市長へ速やかに報告し、総合教育会議に

において対応を協議します。

イ 調査の趣旨及び調査主体について

教育委員会は、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断します。調査の主体が、学校の場合と教育委員会の場合が考えられますが、これまでの経緯や事案の特性、いじめられた子ども又は保護者の訴えなどを踏まえて判断します。学校が主体となる調査が、当該重大事態への対処や同種の重大事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合には、教育委員会が調査を実施します。

また、学校が調査の主体となる場合であっても、推進法第 28 条第 3 項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して、必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を行います。

さらに、子どもの自殺という事態が起こり、いじめがその要因として疑われる場合の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成 23 年 3 月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にして調査を行います。

ウ 調査を行うための組織について

学校が調査の主体となる場合、推進法第 22 条に基づき、学校に置かれている「校内いじめ対策委員会」を母体として、適切な専門家を加えるなどの方法によって調査を行います。このとき、調査を行う者に、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者が関係しないよう、公平性及び中立性の確保に努めます。

教育委員会が調査の主体となる場合、調査を行う組織は、サポートチームです。この際、支援委員会が選出した公平・中立な立場にあるアドバイザー（有識者や専門家）から助言を受けながら調査を進めます。調査の過程において知り得た情報は、いかなる場合も漏らしてはなりません。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

推進法第 28 条の「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至ったいじめの行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や子どもとの人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り明確にすることをいいます。ただし、このとき、因果関係の特定を急ぎ過ぎないように留意し、客観的な事実の追究に努めながら、速やかに調査します。

また、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校や教育委員会が、事実に

向き合うことで、当該重大事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。教育委員会及び学校は、アドバイザー等専門家からの助言を受け、再発防止に主体的に取り組めます。

オ 調査結果の提供及び報告

学校が調査を行った場合には、その結果を教育委員会を通じて市長に報告を行います。また、教育委員会が調査を行った場合も、その結果を市長に報告します。

学校又は教育委員会は、いじめを受けた子どもやその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係を説明します。

(3) 市長による再調査及び措置

ア 重大事態への再調査

調査結果の報告を受けた市長が、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために再調査の必要があると判断した場合は、再調査委員会を設置し、調査結果の調査（以下「再調査」という。）を行います。再調査委員会は、市長部局の附属機関として設置され、学識経験者や専門家等により構成されます。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じます。

また、再調査を行ったとき、市長は議会に再調査結果の報告を行います。なお、このとき、議会へ報告する内容は、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮します。

第3 今後の見直しに関して

八幡浜市は、本基本方針の策定から3年の経過を目安に、法の施行状況や国の基本方針の変更等を勘案して市の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとします。

八幡浜市いじめ防止対策(重大事態発生時) フロー図

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号) 平成25年9月28日施行



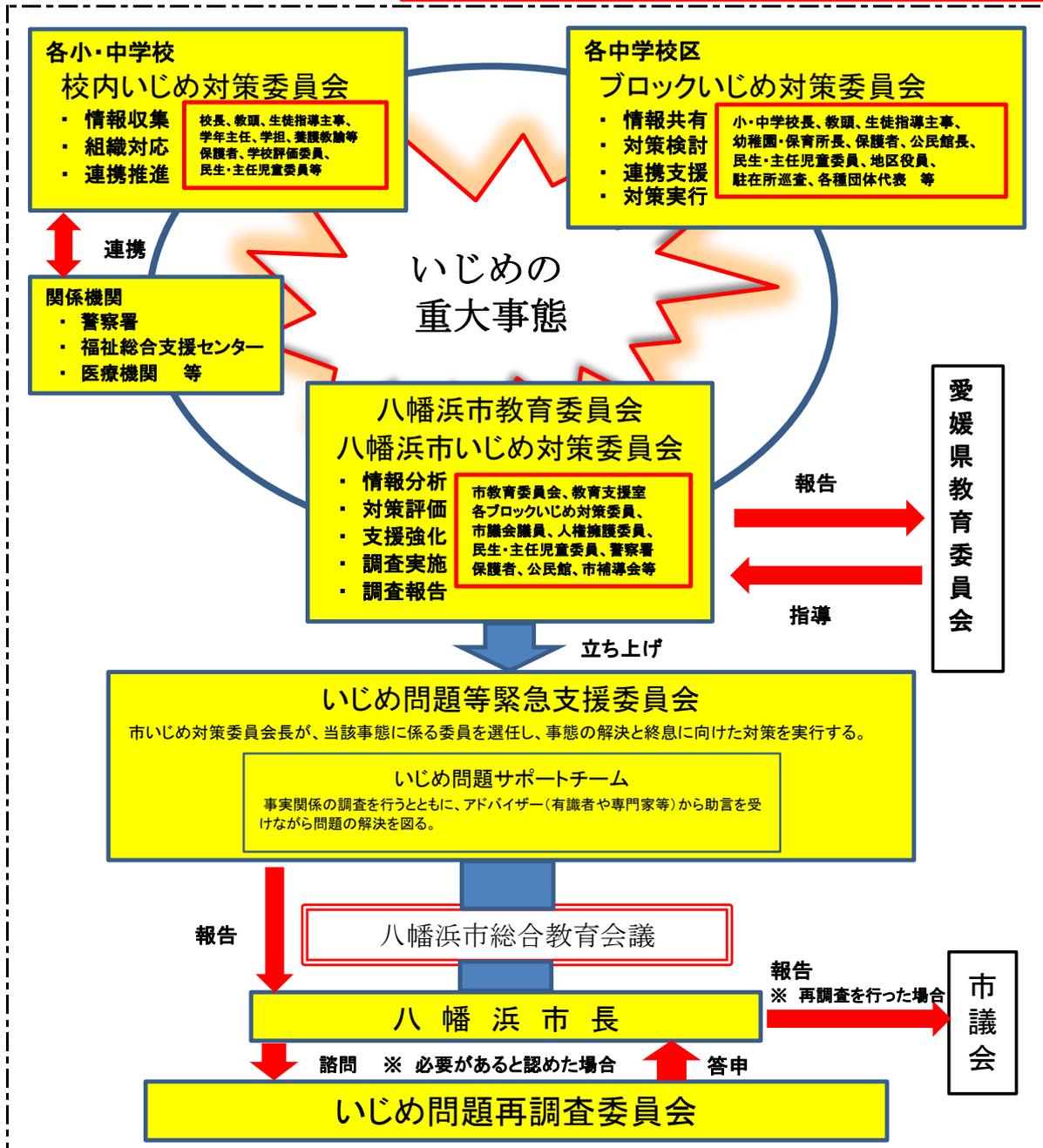
いじめの未然防止と早期発見のために・・・

いじめを見抜き、許さない心と態度づくり、人権意識の向上
実態調査の実施、相談活動の充実、通報及び早期支援体制の整備

いじめの重大事態とは

いじめにより

- 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- 児童等が、相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされた場合



八幡浜市いじめ対策委員会設置要綱

〔平成25年4月16日〕
教育委員会要綱第25号

改正 平成26年 4月16日教委要綱第1号
平成26年 7月 9日教委要綱第5号
平成29年 5月 9日教委要綱第3号
平成29年10月11日教委要綱第7号

(設置)

第1条 いじめ問題の解決のため、八幡浜市いじめ対策委員会（以下「対策委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策委員会は、八幡浜市のいじめや不登校対策、児童生徒の健全育成や安全確保にかかわる必要な事項を調査審議する。

(委員)

第3条 対策委員会の委員は、30人以内とする。

2 委員は、次の機関又は団体等の関係者から八幡浜市教育委員会が選任する。

- (1) 八幡浜市議会
- (2) 八幡浜市職員
- (3) 八幡浜市PTA連合会
- (4) 人権擁護委員及び八幡浜地区保護司会等
- (5) 八幡浜市民生児童委員及び主任児童委員等
- (6) 学校及び教育関係機関等
- (7) 各ブロックいじめ対策委員会
- (8) その他学識経験者

(会長及び副会長)

第4条 対策委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、対策委員会を総括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集し、議長となる。

(八幡浜市いじめ問題等緊急支援委員会)

第6条 会長は、いじめ問題等に関する重大事態が発生した場合は、対策委員会の中に、八幡浜市いじめ問題等緊急支援委員会（以下「支援委員会」という。）を設置することができる。

2 支援委員会の委員は、対策委員会の委員の中から会長が選任する。

（庶務）

第7条 対策委員会の庶務は、八幡浜市教育委員会学校教育課において処理する。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年教育委員会要綱第1号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年教育委員会要綱第5号）抄

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年教育委員会要綱第3号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年教育委員会要綱第7号）

この要綱は、公布の日から施行する。

八幡浜市いじめ問題等緊急支援委員会設置要綱

〔平成25年4月16日〕
〔教育委員会要綱第26号〕

改正 平成26年7月9日教委要綱第5号

改正 平成29年5月9日教委要綱第4号

改正 平成29年9月11日教委要綱第6号

(設置)

第1条 八幡浜市立学校及び幼稚園におけるいじめ問題をはじめとした深刻な問題の発生に際し、その早期解決に向けた実効性のある組織的な取組を図るため、八幡浜市いじめ対策委員会設置要綱（平成25年教育委員会要綱第26号）第6条の規定に基づき、八幡浜市いじめ問題等緊急支援委員会（以下「支援委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 支援委員会は、次の各号に掲げる事項の基本方針や解決方策等を協議する。

- (1) 深刻ないじめ問題の解消
- (2) 次項に規定する調査に基づく結果に関する事項
- (3) 重大な問題行動の解消
- (4) 保護者及び地域の不信感の解消
- (5) 他の関係機関との連携による問題の共有と解消
- (6) その他必要と認められる事項

2 支援委員会は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第5章に規定する調査を行うことができる。

(委員)

第3条 支援委員会の委員は、八幡浜市いじめ対策委員会（以下「対策委員会」という。）の委員のうち、当該事案に関わりのある者の中から、対策委員会会長（以下「会長」という。）が選任する。

(委員長)

第4条 支援委員会に委員長を置く。

2 委員長は、会長をもって充て、会議を主宰する。

(会議)

第5条 支援委員会の会議は、八幡浜市教育委員会の要請により委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

3 委員は、関係機関の代表者として、客観的かつ専門的な立場から事案の解決方策等の意見を述べることができる。

(いじめ問題等対応サポートチーム)

第6条 委員長は、事案の早期解決を図るため、必要に応じて支援委員会の中に、いじめ問題等対応サポートチーム（以下「サポートチーム」という。）を編成することができる。

2 サポートチームの委員は、委員長が選任する。

3 サポートチームは、事案の調査及び問題の解決に向けた調整を行う。

4 委員長は、サポートチームに、公平かつ中立な立場にある有識者及び専門家その他のアドバイザーを加えることができる。

(庶務)

第7条 支援委員会の庶務は、八幡浜市教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年教育委員会要綱第5号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年教育委員会要綱第4号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年教育委員会要綱第6号）

この要綱は、公布の日から施行する。

八幡浜市いじめ問題再調査委員会条例

〔平成30年3月26日〕
〔条例第18号〕

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、八幡浜市いじめ問題再調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）に係る事実関係を明確にするための調査の結果について調査し、又は審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、一個又は関連する数個の重大事態ごとに委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者であつて、諮問に係る重大事態に関与しないもの及び重大事態と特別の利害関係がないものうちから市長が委嘱する。

3 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該委員を罷免することができる。

(1) 委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合

(2) 委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合

(3) 委員が当該諮問に係る重大事態と直接利害関係を有することとなり、又は有していたことが判明した場合

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委員会が第2条の諮問に対し最終的な答申を行う日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が会議を招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、人権啓発担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(八幡浜市報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正)

2 八幡浜市報酬及び費用弁償等支給条例（平成17年条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものを下線で示すように加える。

改正後		改正前	
別表		別表	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
介護認定審査会委員	同 12,000円	介護認定審査会委員	同 12,000円
<u>いじめ問題再調査委員会委員</u>	<u>同 12,000円</u>		
公平委員会委員	同 7,200円	公平委員会委員	同 7,200円
(略)		(略)	